

別送品申告書の記入例

入国（帰国）の際、「携帯品・別送品申告書」の画面A面B面に必要事項を2通ご記入の上、税関に提出してください。

《入国後に、別送品の申告はできませんので、忘れずにお願いいたします。》

会社名や学校名等具体的に記載してください

以下の例では、成人の方1名と同伴家族である6歳未満の幼児1名が、ワイン（750ml）3本、ウィスキー（750ml）1本、紙巻たばこ200本、香水1オンス、ハンドバッグ1個10万円、指輪1個12万円、腕時計1個5万円、乳幼児用衣類5着20万円を携行（手荷物）品として持ち帰った場合です。

※また、税関では、申告された方に有利になるように免税範囲を最大限に活かして、免税となる品物を選択し、税金の計算を行います。

この場合の納付する金額は次の通りです。
 税額（ワイン）：150円
 税額（ハンドバッグ）：9,000円
 合計（関税額）：9,150円
 ※税目ごとの合計額では、100円未満は切り捨てられます。

同時に税関検査を受ける同伴家族がいる場合には、代表者の方がご記入ください。

税関で確認が必要な事項ですので、必ずお答えください。

引越荷物の合計個数を記載ください

必ず署名願います

(A面) 日本国税関 税関様式C第5360号

携帯品・別送品申告書

下記及び裏面の事項について記入し、税関職員へ提出してください。家族が同時に検査を受ける場合は、代表者が1枚提出してください。

搭乗機（船舶）名・出発地 **NH009** (出発地 **ニューヨーク**)

入国日 **20××** 年 **4** 月 **1** 日

フリガナ **ヤマト タロウ**

氏名 **大和 太郎**

住所（日本での滞在先） **東京都大田区京浜島1-3-2**

電話 **03 (3799) 2400**

職業 **ヤマト運輸(株) 社員**

生年月日 **19××** 年 **12** 月 **30** 日

旅券番号 **AB0123456**

同伴家族 20歳以上 **1** 名 6歳以上20歳未満 **0** 名 6歳未満 **1** 名

※以下の質問について、該当する口に「○」でチェックしてください。

1. 下記に掲げるものを持っていますか？ はい いいえ

① 日本への持込みが禁止又は制限されているもの（B面を参照） はい いいえ

② 免税範囲（B面を参照）を超える購入品・お土産・贈答品など はい いいえ

③ 商業貨物・商品サンプル はい いいえ

④ 他人から預かったもの はい いいえ

*上記のいずれかで「はい」を選択した方は、B面に入国時に携帯して持ち込むものを記入してください。

2. 100万円相当額を超える現金又は有価証券などを持っていますか？ はい いいえ

はい いいえ

*「はい」を選択した方は、別途「支払手段等の携帯輸出・輸入申告書」の提出が必要です。

3. 別送品 入国の際に携帯せず、郵送などの方法により別に送った荷物（引越荷物を含む。）がありますか？ はい いいえ

はい (**123** 個) いいえ

*「はい」を選択した方は、入国時に携帯して持ち込むものをB面に記載したこの申告書を2部、税関に提出して、税関の確認を受けてください。税関の確認を受けた申告書は、別送品を通関する際に必要となりますので大切に保管してください。

《注意事項》
 海外で購入したもの、預かってきたものなど日本に持ち込む携帯品・別送品については、税関に申告し、必要な検査を受ける必要があります。申告漏れ、偽りの申告などの不正な行為があると、処罰されることがありますので注意してください。

この申告書に記載したとおりである旨申告します。

署名 **大和 太郎**

A面より、(ご不明な点がある場合は) ※入国時に携帯して持ち込むものについて、下記の表に記入してください。

(注) 「その他の品名」欄は、個人的使用に供する購入品等に限り、1品目毎の海外市価の合計額が1万円以下のものは記入不要です。また、別送した荷物の詳細についても記入不要です。

酒	類	4	本	※欄記入欄
たばこ	紙巻	100	本	●酒税 免税範囲を超える酒類1本が課税されます。この場合税額が少ないワイン1本が課税されます。(税額：150円) ・未成年の方は、免税になりません。
	葉巻		本	
	その他		グラム	
香水		1	オンス	●たばこ及び香水 免税範囲内です。
その他の品名	数量	価格		●その他 指輪、時計及び乳幼児用衣類が免税となり、免税範囲を超えるハンドバッグが課税となります。(税額：9000円) ・6歳未満の子供は、子供本人の使用に供すると認められる物品以外は、免税になりません。 ◇計算例 100,000円(海外市価)×0.6=60,000円(課税価格) 60,000円×15%(税率)=9,000円(税額)
ハンドバッグ	1	¥100,000		
指輪	1	¥120,000		
腕時計	1	¥50,000		
乳幼児用衣類	5	¥200,000		
*税関記入欄				

◎日本への持込みが禁止されているもの

- ① 麻薬、向精神薬、大麻、あへん、覚せい剤、MDMAなど
- ② けん銃等の銃砲、これらの銃砲弾やけん銃部品
- ③ 地雷などの爆発物や火薬、化学兵器の原材料
- ④ 紙幣、貨幣、有価証券、クレジットカードなどの偽造品
- ⑤ わいせつ雑誌、わいせつDVD、児童ポルノなど
- ⑥ 偽ブランド品、海賊版などの知的財産侵害物品

◎日本への持込みが制限されているもの

- ① 銃銃、空気銃及び日本刀などの刀剣類
- ② ワシントン条約により輸入が制限されている動植物及びその製品(ワニ・ヘビ・リカガミ・象牙・ジャコウ・オパールなど)
- ③ 事前に検査確認が必要な生きた動植物、肉製品(ワセツ・ジャーキー類を含む。)、野菜、果物、米など

*事前に動物・植物検査カウンターでの確認が必要です。

◎免税範囲（乗組員を除く）

- ・酒類 3本(750ml/本)
- ・外国製紙巻たばこ 200本(その他のたばこの場合は250g)
- ・20歳未満の方は酒類とたばこの免税範囲はありません。
- ・香水 2オンス(1オンスは約28ml)
- ・海外市価の合計額が20万円の範囲に納まる品物(入国者の個人的使用に供するものに限り。)
- ・6歳未満のお子様は、おもちゃなど子供本人が使用するもの以外は免税になりません。
- ・海外市価とは、外国における通常の小売価格(購入価格)です。

日本への持込みが禁止又は制限されているものが、記載されていますので、よくお読みください。

入国(帰国)時に持ち込む個人的な私用に供するもの以外の商業貨物や商品サンプルには適用されません。
 ・携帯して持ち込むものと引越荷物(別送品)と両方がある場合には、両方を合算します。